

専決処分の承認を求めることについて

令和2年度大磯町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年2月15日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

専 決 処 分 書

令和2年度大磯町一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり専決処分する。

令和3年1月26日

大磯町長 中 崎 久 雄

理 由

新型コロナウイルス感染症に係る住民へのワクチン接種を迅速かつ円滑に進める必要があるため、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

(別紙)

令和2年度大磯町一般会計補正予算（第8号）

令和2年度大磯町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187,352千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,446,370千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
15 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
4,794,993	187,352	4,982,345
855,197	143,609	998,806
3,934,002	43,743	3,977,745
14,259,018	187,352	14,446,370

歳出

款	項
4 衛生費	
	1 保健衛生費
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,072,054	187,352	1,259,406
327,441	187,352	514,793
14,259,018	187,352	14,446,370

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	187,352